

セカンドハーベスト・ジャパン

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、セカンドハーベスト・ジャパンの役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

平成29年1月1日より実施